

(趣旨)

第1条 この条例は、スポーツ施設の設置、管理及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 本市は、スポーツの振興を図り、市民の心身の健全な発達に寄与するため、スポーツ施設を設置し、その名称及び位置は、別表第1のとおりとする。

(指定管理者による管理)

第3条 スポーツ施設及び設備（以下「スポーツ施設等」という。）の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第4条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) スポーツ施設等の利用の承認に関する業務
- (2) スポーツ施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）に関する業務
- (3) スポーツ施設等の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

(指定管理者の公募等)

第5条 市長は、指定管理者にスポーツ施設等の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、指定管理者になろうとする法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。

- (1) スポーツ施設等の概要
- (2) 申込期間
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 指定管理者を指定して管理を行わせる期間（以下「指定期間」という。）
- (5) 指定管理者が行う業務の範囲及び内容
- (6) 選定の基準
- (7) その他市長が別に定める事項

2 前項の規定にかかわらず、市長は、スポーツ施設等の管理等を設立目的の全部又は一部とする団体であつて、第7条各号に掲げる選定の基準に照らし、スポーツ施設等の管理等を最も効果的

かつ安定的に達成できると認めるものを指定管理者の候補者として選定することができる。

(指定管理者の指定の申込み等)

第6条 指定管理者の指定を受けようとする団体は、申込期間内に申込書にスポーツ施設等の管理に係る企画提案書及び収支予算書、財産目録その他規則で定める書類を添えて、市長に申し込まなければならない。

2 前項の規定は、前条第2項の規定による選定に当たり提出させる書類について準用する。

(選定基準)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申込みがあったときは、次に掲げる選定の基準に照らし総合的に審査し、最も相当と認める団体を指定管理者の候補者として選定するものとする。

(1) スポーツ施設等を利用する者に対し、平等な利用の確保及びサービスの向上が図られるものであること。

(2) スポーツ施設等の効用を最大限に発揮するものであること。

(3) スポーツ施設等の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(4) スポーツ施設等の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有していること又は確保できる見込みがあること。

(5) その他市長が別に定める基準

(選定の結果の通知)

第8条 市長は、前条の規定による選定を行ったときは、速やかにその結果について申込みを行った団体に通知しなければならない。

2 前項の規定は、第5条第2項の規定による選定を行ったときについて準用する。

(再選定等)

第9条 市長は、前条第1項の規定による通知を行った後、指定管理者となるべき団体として選定された団体（以下「被選定団体」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、当該被選定団体を除く申込みを行った団体の中から、再び第7条の規定により指定管理者となるべき団体を選定することができる。

(1) 被選定団体の事情により、指定管理者の指定を受けることが不可能となったとき。

(2) 新たに判明した事実により、スポーツ施設等の管理を行うことが不相当であると認められたとき。

2 前項各号のいずれかに該当した被選定団体は、第5条第1項の規定による次回の公募について

は、申し込むことができない。

(指定管理者の指定等)

第10条 指定管理者の指定は、被選定団体について、法第244条の2第6項の議決を経た後、行うものとする。

2 市長は、指定管理者の指定をしたときは、指定管理者の名称、所在地、指定期間その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

(指定期間)

第11条 指定期間は、指定の日から起算して5年を超えない期間とする。ただし、再指定を妨げない。

(協定の締結)

第12条 指定管理者は、市長とスポーツ施設等の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 管理業務に関する事項
- (3) 利用料金に関する事項
- (4) 管理業務報告に関する事項
- (5) 管理費用に関する事項
- (6) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (7) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (8) 管理業務に係る情報公開に関する事項
- (9) その他市長が別に定める事項

(事業報告書の作成及び提出等)

第13条 指定管理者は、毎年度終了後60日以内に、スポーツ施設等に関する次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、市長に提出しなければならない。ただし、年度の途中において法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は年度末を含む期間の業務の全部の停止を命ぜられたときは、その処分を受けた日の翌日から起算して60日以内に当該年度分として、処分を受けた日までの間の事業報告書を作成し、提出しなければならない。

- (1) スポーツ施設等の管理業務の実施状況
- (2) スポーツ施設等の利用料金の収入の実績
- (3) スポーツ施設等の管理に係る経費の収支状況

(4) 前3号に掲げるもののほか、スポーツ施設等の管理の実態を把握するために必要なものとして市長が別に定める事項

(指定の取消しの告示等)

第14条 市長は、法第244条の2第11項の規定により指定を取り消し、又は業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、指定管理者の名称、所在地その他の市長が定める事項を告示しなければならない。

2 前項に該当した指定管理者は、第5条の規定による次回の公募については、申し込むことができない。

(利用日等)

第15条 スポーツ施設等の利用日及び利用時間（以下「利用日等」という。）は、別表第2のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要と認める場合は、市長の承認を得て、利用日等を臨時に変更することができる。

(利用の承認)

第16条 スポーツ施設等を利用しようとする者は、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。この場合において、特別な設備等を設け、又は既存の設備等を利用するときは、その旨を申し出なければならない。

2 指定管理者は、前項に規定する承認をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(利用の不承認)

第17条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認をしない。

- (1) スポーツ施設等を損傷するおそれがあると認めたとき。
- (2) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めたとき。
- (3) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めたとき。
- (4) その他管理上支障があると認めたとき。

(利用の承認の取消等)

第18条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用の承認を取り消し、その条件を変更し、又は利用を停止することができる。この場合において、第16条第1項の規定により利用の承認を受けた者（以下「利用者」という。）に損害が生じても、その責任を負わない。

- (1) 利用者の申請に偽り又は不正があったとき。
- (2) 利用者が第16条第2項に規定する条件に違反したとき。

- (3) 利用承認後、前条第1号から第3号までのいずれかに該当する事由が発生したとき。
- (4) 天災等により本市において緊急の必要を生じたとき。
- (5) 利用者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (6) その他管理上支障があると認めるとき。

2 前項第2号、第3号及び第5号の規定は、利用者の利用目的に応じて入場した者について準用する。

(利用料金)

第19条 利用者は、利用料金を指定管理者に対して利用の前に支払わなければならない。

- 2 利用料金は、別表第3に掲げる範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める。
- 3 市長は、指定管理者に利用料金を指定管理者の収入として収受させるものとする。
- 4 指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金を減免することができる。
- 5 既納の利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者は、規則で定めるところにより、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

(目的外利用及び権利譲渡等の禁止)

第20条 利用者は、利用の承認を受けた目的以外にスポーツ施設等を利用し、又はその権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第21条 指定管理者は、指定期間が満了したとき又は法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、スポーツ施設等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、市長の承認を得たときは、この限りでない。

- 2 利用者は、スポーツ施設等の利用を終了したときは、直ちに原状に復さなければならない。第18条第1項の規定により利用の承認を取り消され、又は利用の停止を受けたときも同様とする。
- 3 利用者が前項の義務を履行しないときは、市長が利用者に代わって、これを執行することができる。この場合において、これに要した費用は、利用者の負担とする。

(損害賠償)

第22条 指定管理者又は利用者若しくは利用者の利用目的に応じて入場した者は、故意又は過失によりスポーツ施設等を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損傷又は亡失がやむを得ない理由によるものであると市長が認めるときは、この限りでない。

(個人情報取扱い等)

第23条 指定管理者は、管理業務に関し保有する個人情報の漏えい、き損及び滅失の防止については、大和市個人情報保護条例（平成15年大和市条例第22号）の趣旨にのっとり、必要な措置を講じなければならない。

2 指定管理者及びスポーツ施設等の業務に従事している者は、スポーツ施設等の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、自己の利益のために利用し、又は不当な目的に利用してはならない。指定期間が満了し、若しくは法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職を退いた後においても同様とする。

(情報公開)

第24条 指定管理者は、大和市情報公開条例（平成12年大和市条例第19号）の趣旨にのっとり、管理業務の内容に係る情報を公開し、透明性を確保するよう努めなければならない。

(委任)

第25条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和61年10月1日から施行する。ただし、別表第2、1 専用使用料及び2 個人使用料の表の改正規定中、大和市営大和スポーツセンター、体育会館の欄に係る部分並びに3 附属設備使用料の表の改正規定は、昭和62年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例施行の際、改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定により、既に行われたスポーツ施設の使用の承認については、改正後の大和市スポーツ施設設置条例（以下「改正後の条例」という。）の規定により行われたものとみなす。

3 改正後の条例別表第2の規定は、昭和61年10月1日以後に行われたスポーツ施設の使用の申請に係るものから適用し、同日前に行われた使用の申請に係るものについては、なお従前の例による。

附 則（昭和62年条例第23号）

この条例は、昭和62年7月1日から施行する。

附 則（昭和63年条例第14号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の規定は、昭和62年4月1日から適用する。

附 則（昭和63年条例第23号）

この条例は、公布の日から起算して4月を超えない範囲内で規則で定める日から施行する。（昭和63年教育委員会規則第10号で昭和63年10月1日から施行）

附 則（平成元年条例第34号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年条例第13号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年条例第20号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例中第1条の規定は平成17年4月1日から、第2条の規定は平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第1条の規定による改正後の大和市スポーツ施設設置条例第8条第1項の規定により受けた承認であつて、第2条の規定の施行の日以後の使用に係るものは、同条の規定による改正後の大和市スポーツ施設設置条例第16条第1項の規定により受けた承認とみなす。

附 則（平成18年条例第31号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成21年条例第11号）

改正

平成21年9月29日条例第21号

この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、第5条から第10条まで及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成22年条例第15号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市スポーツ施設設置条例(以下この項において「新条例」という。)別表第3に規定する利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行の日前に行うことができる。

附 則 (平成24年12月27日条例第21号抄)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 4 この条例の施行の際、現に附則第2項の規定による改正前の大和市スポーツ施設設置条例の規定によりなされている処分その他の行為は、改正後の大和市スポーツ施設設置条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成26年6月30日条例第17号)

この条例は、平成27年1月1日から施行する。ただし、第5条から第9条まで及び第14条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成27年6月30日条例第14号)

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月23日条例第2号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成28年3月23日条例第12号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の大和市スポーツ施設設置条例(以下「新条例」という。)別表第3の規定に基づく利用料金の徴収その他の新条例を施行するために必要な準備行為は、施行日前に行うことができる。

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
大和市営大和スポーツセンター	大和市上草柳一丁目 1 番 1 号
大和市営草柳庭球場	大和市下草柳1157番地
大和市営桜森スポーツ広場	大和市桜森一丁目97番地 1
大和市営下福田野球場	大和市福田89番地
大和市営下福田スポーツ広場	大和市福田310番地

別表第 2 (第15条関係)

名称	利用日	利用時間	
大和市営大和 スポーツセン ター	体育会館	次に掲げる日を除く毎日	午前 9 時から午後 9 時まで
	競技場	(1) 毎月の第 3 月曜日。ただし、その 日が国民の祝日に関する法律（昭和23 年法律第178号）に規定する休日（以下 「休日」という。）に当たるときは、 その休日の直後の休日でない日 (2) 1 月 1 日から同月 3 日まで及び12 月29日から同月31日まで	
	プール	次に掲げる日を除く毎日 (1) 毎月の第 3 月曜日。ただし、その 日が休日に当たるときは、その翌日 (2) 1 月 1 日から 6 月14日まで及び9 月16日から12月31日まで	
大和市営草柳庭球場	1 月 1 日から同月 3 日まで及び12月29日	午前 9 時から午後 9 時まで	
大和市営桜森スポーツ広 場	から同月31日までを除く毎日	午前 9 時から午後 5 時ま で。ただし、6 月15日から 9 月15日までは、午前 9 時 から午後 6 時まで	
大和市営下福田野球場			
大和市営下福田スポーツ 広場			

別表第3 (第19条関係)

1 専用利用料金の上限額

名称	区分			単位	金額				
大和市営 大和スポーツセンター	体育会館	体育館	第1体育室	全面	1時間	円			
							2,800		
				3分の2面		1,800			
				2分の1面		1,400			
					3分の1面	900			
			照明設備	全面	全点灯			3,000	
							4分の3点灯	2,000	
							4分の2点灯	1,000	
							4分の1点灯	無料	
						3分の2面		全点灯	2,000
								4分の3点灯	1,400
								4分の2点灯	600
								4分の1点灯	無料
						2分の1面		全点灯	1,500
								4分の3点灯	1,000
								4分の2点灯	500
	4分の1点灯	無料							

				3分の1 面	全点灯		1,000	
					4分の3 点灯		700	
					4分の2 点灯		300	
					4分の1 点灯		無料	
		第2体育 室	全面				250	
		第3体育 室	全面				900	
		会議室	全面				300	
			3分の2室				200	
			3分の1室				100	
	武道館	第1武道 場	全面				700	
			2分の1面				350	
		第2武道 場	全面				700	
			2分の1面				350	
			弓道場	全面				700
	競技場	全面				1時間	4,000	
		トラック					2,000	
		フィールド					2,000	
		照明設備	全点灯					2,400
			3分の2点灯					1,600
			3分の1点灯					800
			役員室					100
			会議室					100
	プール					午前9時 から正午	10,000	

			まで	
			午後 1 時 から午後 6 時まで	16,000
大和市営 草柳庭球 場	1 面		1 時間	400
	照明設備	1 面		400
大和市営 桜森スポ ーツ広場	全面		1 時間	400
大和市営 下福田野 球場	全面		1 時間	700
大和市営 下福田ス ポーツ広 場メイン グラウン ド	全面		1 時間	500

2 個人利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営大和ス ポーツセンター	体育会館	体育館	トレーニング室	4 時間 円 大人 200
			第 1 体育室	午前 9 時から 大人 250
			第 2 体育室	正午前まで、 小人 100
			第 3 体育室	正午から午後 未就学者 無料
			ジョギングコース	3 時前まで、 午後 3 時から 午後 6 時前ま 大人 200 小人 100 未就学者 無料

	武道館	第1 武道場	で及び午後 6	大人 250
		第2 武道場	時から午後 9	小人 100
		弓道場	時までの区分 ごとに	未就学者 無料
	競技場	全面	午前9時から 午後1時前ま で、午後1時 から午後5時 前まで及び午 後5時から午 後9時までの 区分ごとに	大人 200 小人 100 未就学者 無料
			1 会計年度	大人 4,000 小人 2,000
	プール		1 回	200

3 共用利用料金の上限額

名称	区分		単位	金額
大和市営大和スポーツセンター	競技場	全面	午前9時から午後1 時前まで、午後1時 から午後5時前まで 及び午後5時から午 後9時までの区分ご とに	円 20人未満 1,000 20人以上 2,000

4 附属設備利用料金の上限額

(1) 体育会館

名称	単位	金額
電光得点表示盤	1組1回	円 1,000
放送設備	1式1回	2,000

(放送器具を含む。)		
放送器具	1式1回	200

(2) 競技場

名称	単位	金額
放送設備	1式1回	円
(放送器具を含む。)		2,500
放送器具	1式1回	200

備考

- 1 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 専用利用料金 スポーツ施設等を専用して利用することに係る利用料金をいう。
 - (2) 個人利用料金 大和市営大和スポーツセンターを個人で利用することに係る利用料金をいう。
 - (3) 共用利用料金 大和市営大和スポーツセンターの競技場を共同で利用することに係る利用料金をいう。
 - (4) 小人 学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に在学する者をいう。
 - (5) 1回 1日(午前9時から午後9時までをいう。)以内の1の利用の承認に係る利用をいう。
- 2 スポーツ施設等の利用が次の各号のいずれかに該当する場合の専用利用料金は、本来支払うべき専用利用料金にそれぞれ当該各号に掲げる数を乗じて得た額とする。
 - (1) 利用者が、営利を目的とし、かつ、入場料その他これらに類する料金(以下「入場料等」という。)を徴収する場合
 - ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 36
 - イ 照明設備 2
 - (2) 利用者が営利を目的とするが、入場料等を徴収しない場合
 - ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 6
 - イ 照明設備 2
 - (3) 利用者が営利を目的としないが、入場料等を徴収する場合
 - ア スポーツ施設及び照明設備以外の設備 2

イ 照明設備 1.5

(4) 本市に居住し、通勤し、若しくは通学する個人又は本市内の事業所等の団体以外がスポーツ施設等を利用する場合 2

3 本市に居住し、通勤し、又は通学する者以外の個人（小人を除く。）がスポーツ施設を利用する場合の個人利用料金は、本来支払うべき額の倍額とする。

4 利用者が、利用の承認を受けた時間を超過し、又は繰り上げて利用した場合の利用料金は、超過し、又は繰り上げて利用した時間1時間（1時間に満たない場合については、1時間とみなす。）につき、本来支払うべき利用料金（第2項各号又は前項のいずれかに該当する場合は、これらの規定により算出した額）の1時間相当額に100分の125を乗じて得た額（100円未満の端数は、切り捨てる。）とする。